

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

- 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付職員の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付職員の特例に関する条例の一部を改正する条例及び福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

福島県条例第六十一号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

福島県知事 佐藤 雄平

一部を改正する条例

○福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

### 規 則

○技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会

○技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

○職員の特例に関する規則の一部を改正する規則

県議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第十七条第二項又は第三項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百十」とあるのは「百分の六十」とする。

8 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する第十七条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六十三号

特別職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の特例に関する条例(昭和二十七年福島県条例第一百号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」とあるのは、「附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第六十四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」とあるのは、「附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第六十五号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」とあるのは、「附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第六十六号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成二十年福島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第四条各項の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とあるのは、「給料の月額」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第六十七号

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第二条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（職員課）

規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十号

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成二十年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とあるのは、「給料の月額」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県教育委員会

技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第十五号

## 技能労務職員の給与の特例に関する規則

技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成二十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条の規定の適用については、同条中「給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とあるのは、「給料の月額」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職 員 課）

## 福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

## 福島県人事委員会規則第十一号

## 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する第三十三条の六第七項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百五十」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の百七十」と、同項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）